

**令和6年度第1回**

**県市町村GX推進会議  
実務者会議**

令和6年8月29日（木）

# 1. 県市町村GX推進会議の振り返り

# 令和6年度の県の支援策及び市町村との連携について

## ① 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

➡ 策定事業費補助の実施、策定状況の共有等

## ② 環境と経済の好循環に資する再エネ導入施策の支援

➡ 再エネ発電事業に係る「地域裨益協定の手引き」の活用、促進区域の設定等

➡ 立地選定に関する基準（レッドゾーン等）の周知による環境と共生した導入促進

## ③ 自治体保有施設の脱炭素化

➡ 県：「県有施設等の脱炭素化に関する基本方針」の策定（R5.10）

基本方針に沿った取組の推進

➡ 市町村：重点加速化事業の交付金の活用等による保有施設の脱炭素化への助言  
活用検討可能な事業の共有（例：脱炭素化推進事業債）

## ④ 県と市町村の予算関連施策における連携のあり方（実務者会議）

## 2. 地方公共団体(区域施策編)策定の支援

# 1. 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

## 1. 第2次地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助（県）

- 補助対象等：区域施策編等策定に係る委託費  
補助率 2/3、上限2,351千円  
公募期間 8/30（金）

※ 1次公募採択市町村

北上市、岩泉町、洋野町、矢巾町、陸前高田市

## 2. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境省）

- 補助対象等：区域施策編等策定に要する経費（第1号事業）  
補助率2/3 or 3/4、上限8,000千円

※ 令和5年度(補正予算) 2次公募及び

令和6年度公募は令和6年6月28日に採択結果公表

## 2. 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定状況（全国）

地方公共団体実行計画策定状況（令和5年10月時点）

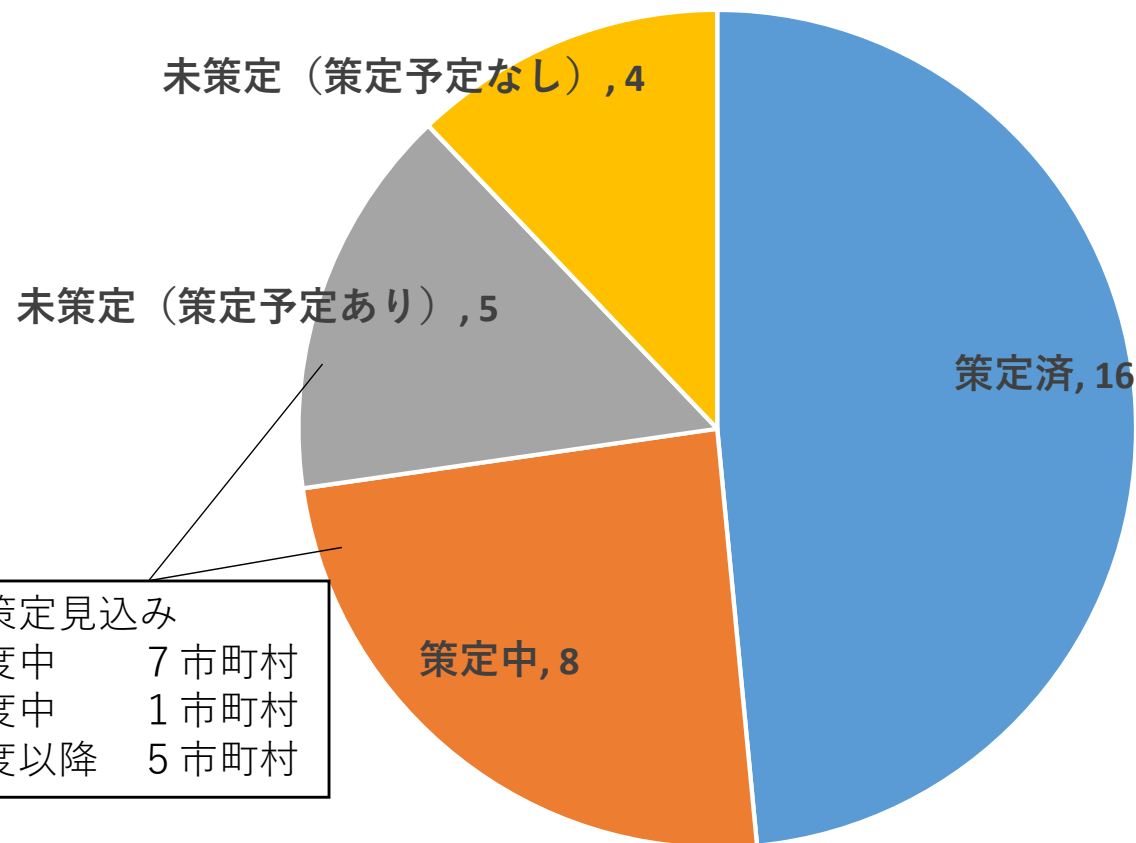
団体区分	団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	62	62	100.0%	62	100.0%
施行時特例市	23	23	100.0%	23	100.0%
その他市区町村	1,636	1,505	92.0%	575	35.1%
計（都道府県・市区町村）	1,788	1,657	92.7%	727	40.7%
一部事務組合及び広域連合	1,508	632	41.9%		
合計	3,296	2,289	69.4%		

岩手県は約24%  
(R5.10時点)

出典) 環境省「令和5年度 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 調査結果報告書」より作成

### 3. 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定状況（県内）

市町村の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定状況



☆今後の策定見込み  
令和6年度中 7市町村  
令和7年度中 1市町村  
令和8年度以降 5市町村

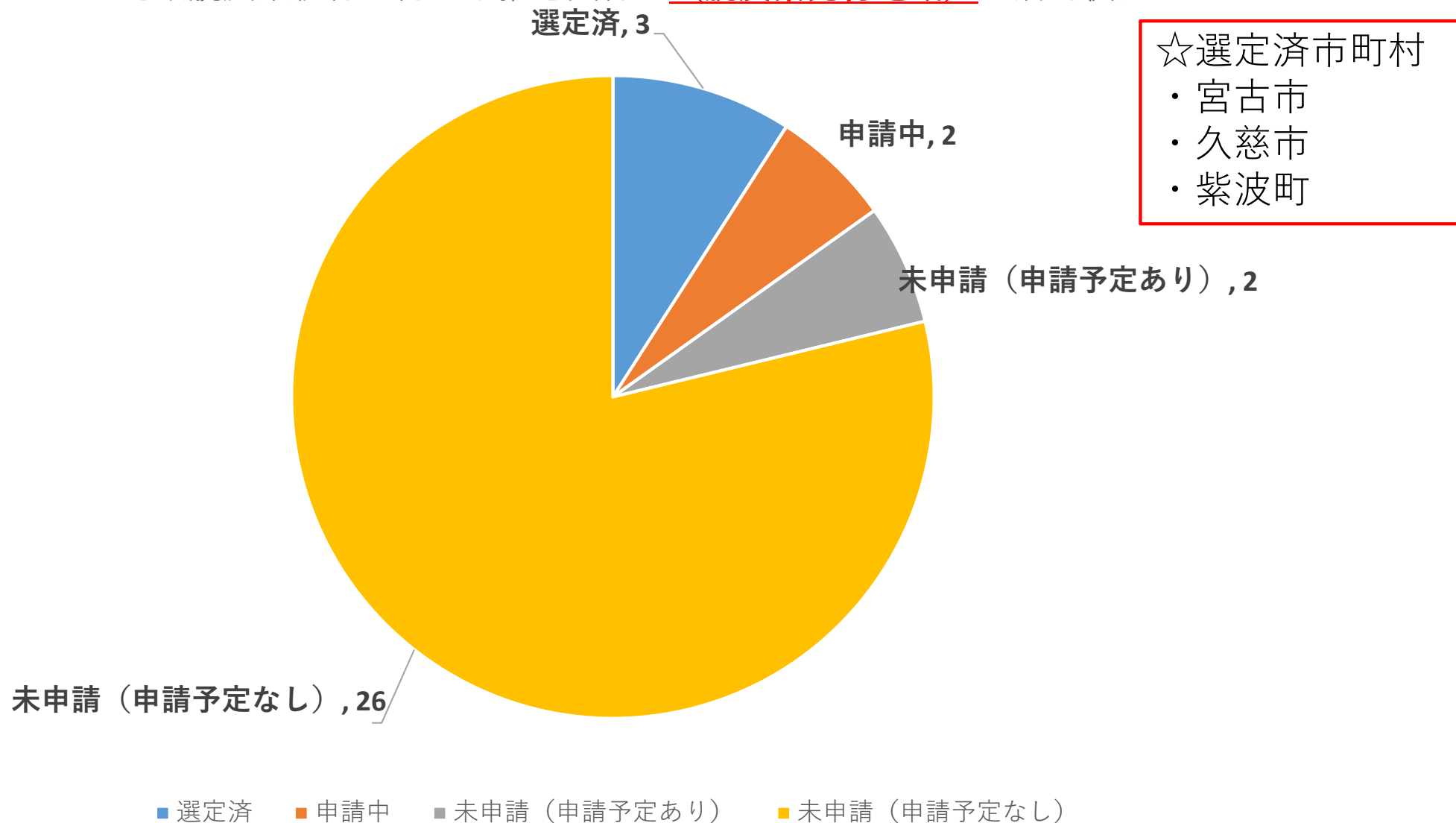
■ 策定済 ■ 策定中 ■ 未策定（策定予定あり） ■ 未策定（策定予定なし）

☆策定済市町村

- ・盛岡市
- ・宮古市
- ・大船渡市
- ・花巻市
- ・久慈市
- ・一関市
- ・釜石市
- ・八幡平市
- ・滝沢市
- ・葛巻町
- ・紫波町
- ・田野畑村
- ・普代村
- ・軽米町
- ・九戸村
- ・一戸町

## 4. 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用状況

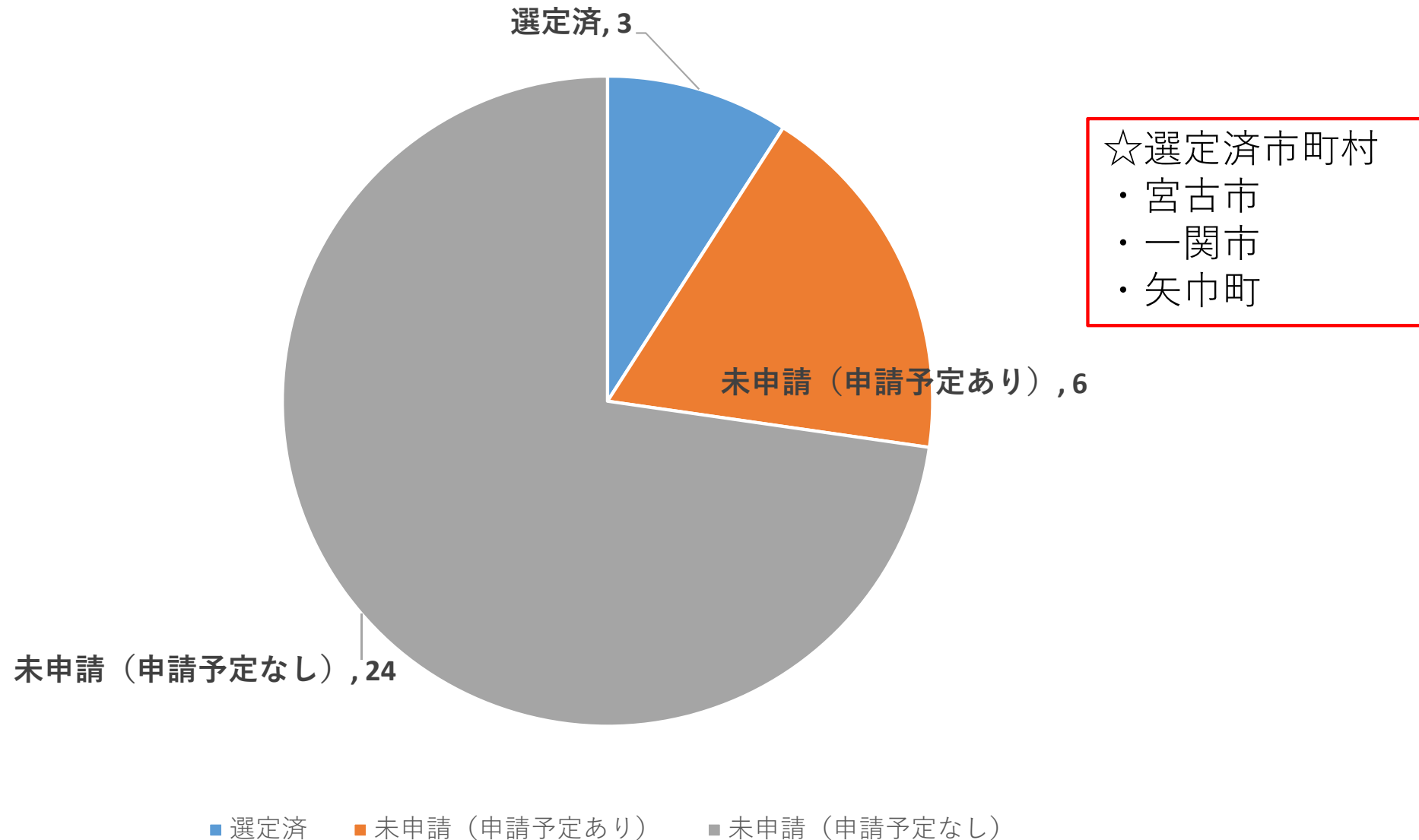
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (脱炭素先行地域) の活用状況





## 4. 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用状況

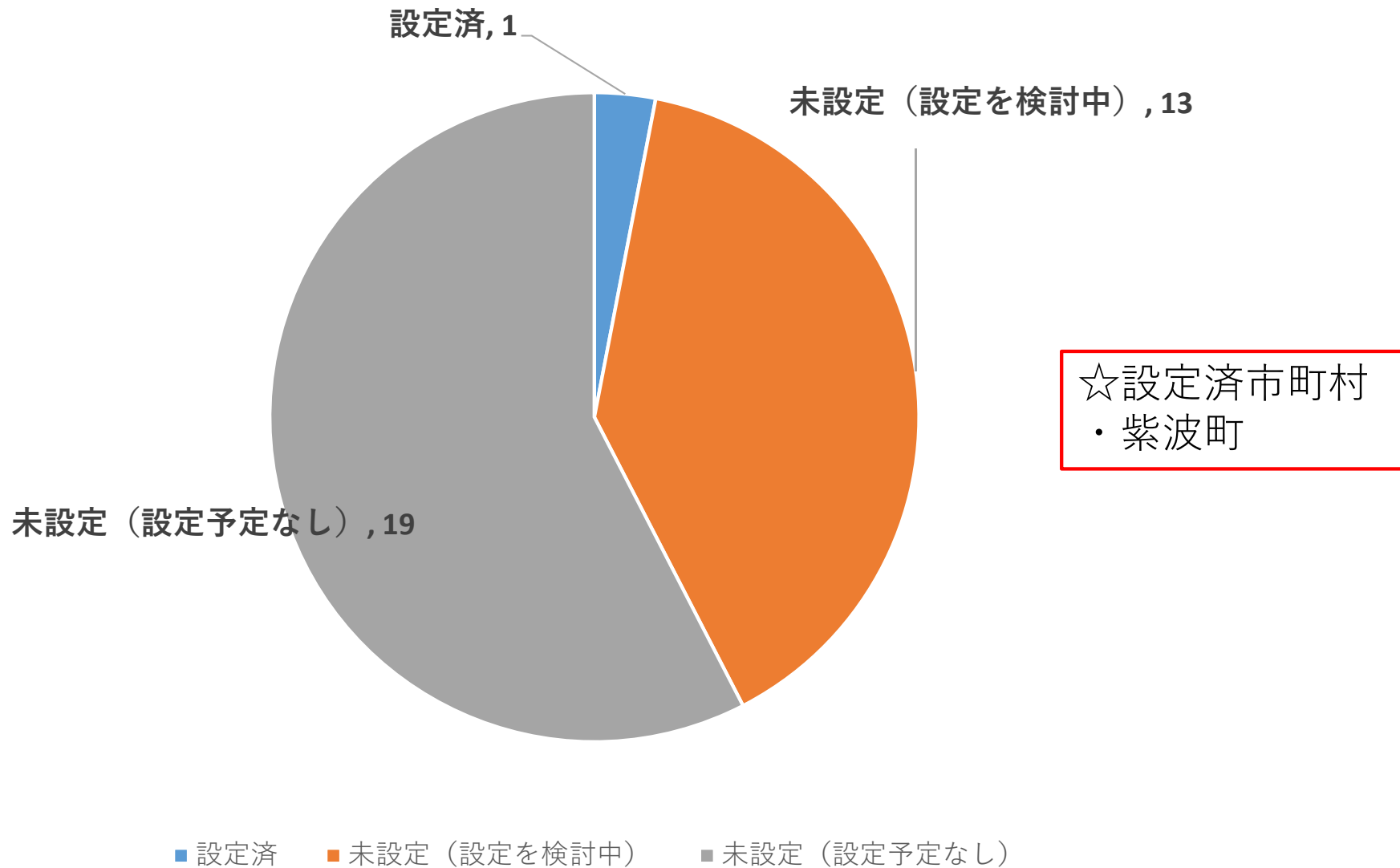
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (重点対策加速化事業) の活用状況



### 3. 環境と経済の好循環に資する再エネ導入 施策の支援

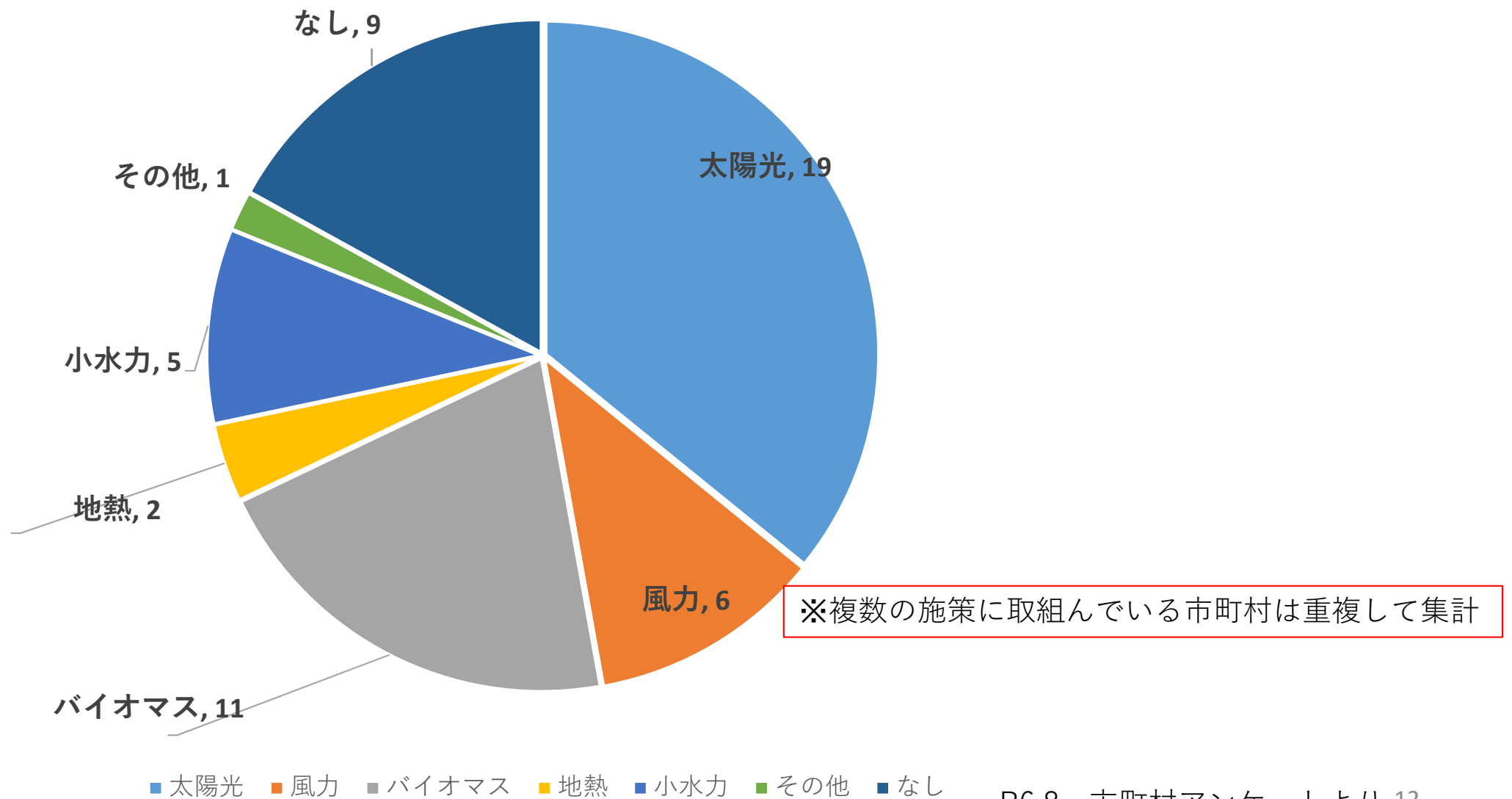
# 促進区域の設定状況

促進区域の設定状況



# 再エネ施策の取組状況

再エネ施策の取組状況



## 4. 自治体保有施設の脱炭素化

# 自治体保有施設の脱炭素化

## 県有施設の脱炭素化に向けた基本方針の概要（R5.10）

- 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画において、県の事務事業に関する温室効果ガスの排出削減目標を2030年度までに60%削減（2013年度比）と設定
- その目標達成に向け、新築建築物のZEB化、太陽光発電やLED照明、EVの積極的な導入について、原則として次の基準に沿って計画的に推進

### 新築建築物



今後新築する県有施設は**ZEB Ready**（※1）**相当以上**とする。

※1 ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

### LED照明



今後新築する県有施設はもちろん、少なくとも**20年以上**供用が見込まれる**県有施設**にはLED照明を導入する。

### 太陽光発電



10kW以上（※2）設置可能な**県有施設の約50%以上**に太陽光発電設備を設置する。

※2 10kW以上は事業用電気工作物で10kW未満は一般用電気工作物

### 公用車



代替可能な車種がない場合等を除き、**新規導入**又は**更新する乗用車は全てEV**（ハイブリッドを含む）とする。（※3）

※3 公用車の現行の更新基準は経過年数13年超など

○国は政府実行計画（R3.10）において、政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し  
○目標達成に向け、太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB化、電動車・LED照明の導入徹底、積極的な再エネ電力調達等について率先実行するとしている  
○地方公共団体に対しても、自ら率先的な取組を行うことにより、地域の事業者・住民の模範となることを目指すべきとされている（地球温暖化対策計画）

# 県の取組の進捗状況（令和6年度事業分）

## 新築建築物のZEB化

- ・ 二戸地区の特別支援学校等 2 施設のZEB Readyの建設  
→ 工事発注手続き中



## LED照明の導入

- ・ 釜石合同庁舎など29施設及び信号灯器への導入  
→ 順次導入



## 公用車のEV化

- ・ EV 8 台及びHV 7 台、普通充電器 5 か所 8 基を導入  
→ 車両は順次購入、普通充電器はCEV補助金申請中



## 太陽光発電の導入

- ・ 盛岡第二高等学校など 5 施設の設計  
→ 実施設計業務委託を締結



# 【参考資料】 R6.4 総務省「公共施設の脱炭素化の先行事例」より

## 地域の脱炭素化の推進

R5地財

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

### 1. 脱炭素化推進事業債の創設

#### 【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う  
公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業  
(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、  
省エネルギー、電動車)

#### 【事業期間】

令和7年度まで  
(地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

#### 【事業費】

1,000億円

#### 【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

### 2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

### 3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行(令和5年度後半発行予定、参加希望団体:42団体)



# 【参考資料】 R 6.4 総務省「公共施設の脱炭素化の先行事例」より

## 地域脱炭素の一層の推進

R6地財

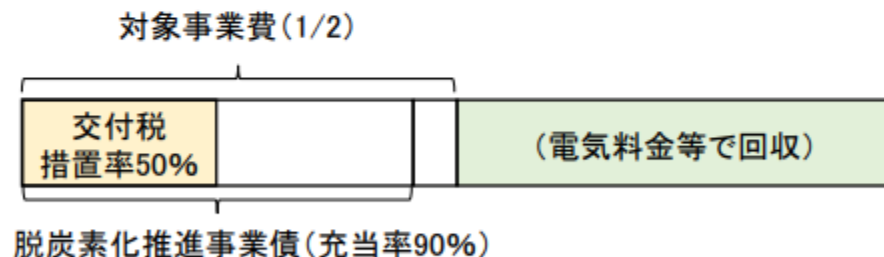
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加。
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設。

### 1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）を充当。



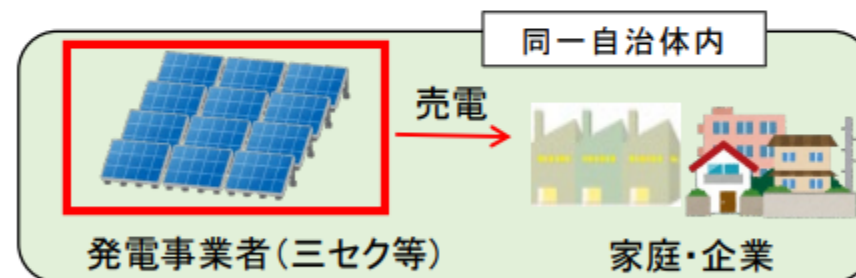
【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化
- ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入
- ⑤公用車における電動車の導入

【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環
- ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



### 2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、原則として過疎対策事業債の対象外。

## 5. 県と市町村の予算関連施策における連携のあり方

# 県と市町村の予算関連施策における連携のあり方

## 政策手法の区分 / 県・市町村の役割分担

- 公有施設のZEB化といった公的部門では、県・市町村がそれぞれに取り組む必要がある一方、**民間部門に対する役割分担の実態**は概ね以下のとおりとなっている。

	法的手法	情報・啓発手法	経済手法
県	○企業の脱炭素経営カルテ作成の義務付け（条例） など	○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 ○脱炭素化経営企業認定 など	○ <b>産業向け</b> の省エネ設備、再エネ設備の設置補助（予算） など
市町村	○太陽光発電設備の設置規制（条例） など	○ウェブサイトや広報誌、各種セミナーによる啓発 など	○ <b>家庭・住宅向け</b> の省エネ設備、再エネ設備の設置補助（予算） ○再エネ設備の税制特例 など
		○再エネ促進区域の設定	

※一方、脱炭素社会の実現に向けては、**県・市町村が分離的に施策を推進**するだけでなく、**融合的に施策を構築**することも検討の余地がある。→実務者会議で議論を予定

# 予算関連施策における連携の可能性

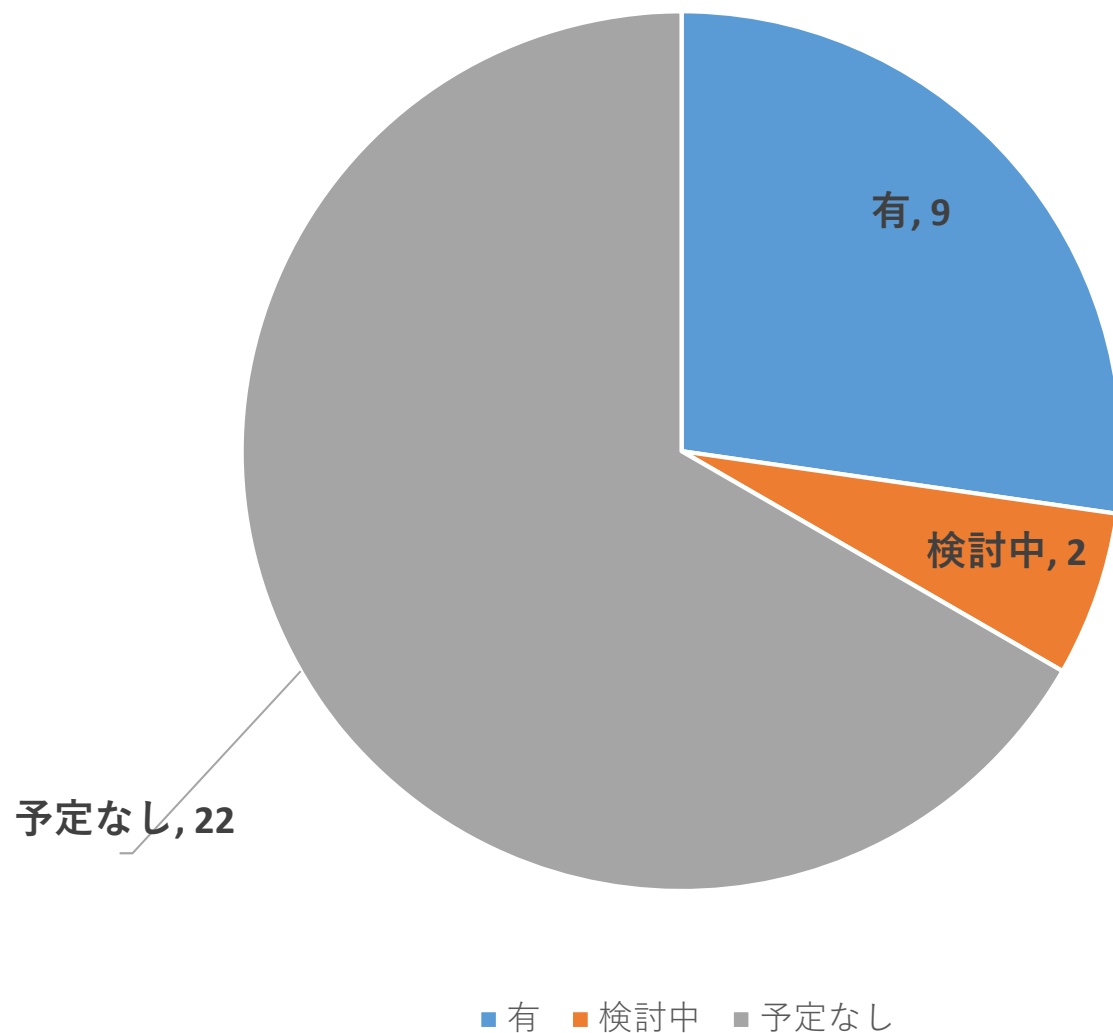
県：産業向け、市町村：家庭向けとそれぞれの分野で施策を充実させている  
 →県と市町村の融合的な施策の構築とは？

		産業向け	家庭向け
県	省エネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー対策事業費補助 (空調機器、換気設備、照明機器、給湯機器更新時の補助)</li> <li>・EV等導入事業費補助 (太陽光発電設備、車載型蓄電池及び充放電設備等を全て設置する際の補助)</li> <li>・EV等普及促進事業費補助 (EVバス、EVタクシー、充電設備導入の補助)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー住宅建設推進事業費補助金 (新築時にZEHを上回る基準等を満たす住宅への補助)</li> <li>・住みたい岩手の家づくり促進事業 (省エネ証明取得+県産木材を活用した新築、改修を支援)</li> <li>・木づかい住宅普及促進事業 (県産木材を使用した住宅の新築、改修を支援)</li> </ul>
	再エネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金貸付金 (中小企業者が太陽光や風力等、再エネ設備を導入する際の融資制度)</li> <li>・自家消費型太陽光発電設備設置事業 (20kW以上の自家消費型太陽光発電設備の設置)</li> </ul>	
市町村	省エネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱改修等リフォーム (1市町村)</li> <li>・省エネ設備導入・更改等 (1市町村)</li> <li>・EV関連 (3市町村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱改修等リフォーム <u>(4市町村)</u></li> <li>・省エネ設備導入・更改等 <u>(6市町村)</u></li> <li>・EV関連 <u>(6市町村)</u></li> </ul>
	再エネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光設備関連 (6市町村)</li> <li>・蓄電設備 (5市町村)</li> <li>・バイオマス関連 (3市町村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光設備関連 <u>(17市町村)</u></li> <li>・蓄電設備 <u>(12市町村)</u></li> <li>・バイオマス関連 <u>(7市町村)</u></li> </ul>

## 6. その他

# 1. 専担組織の設置状況

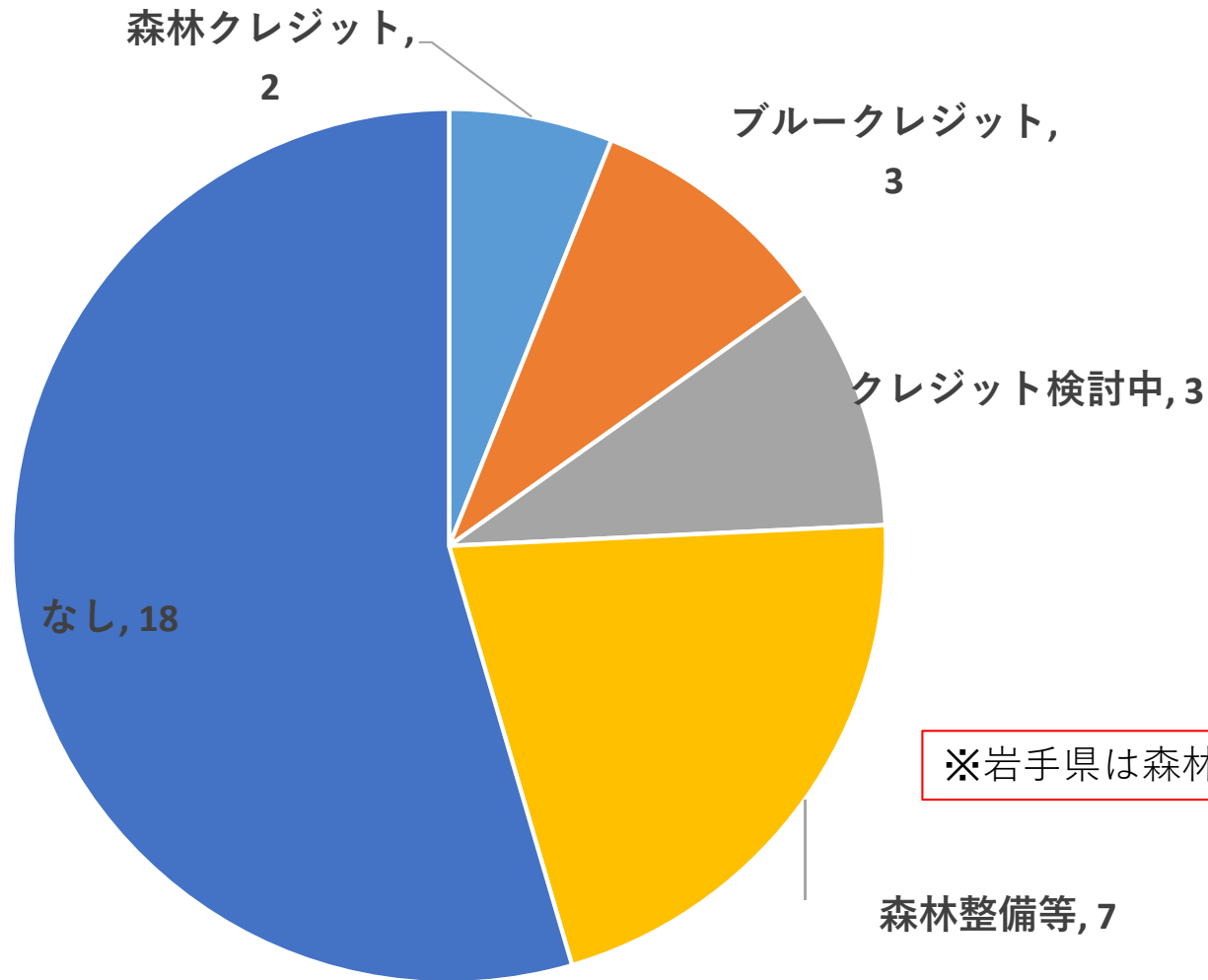
市町村における**専担組織**の設置状況



- ☆設置済市町村
- ・宮古市
  - ・一関市
  - ・釜石市
  - ・奥州市
  - ・葛巻町
  - ・紫波町
  - ・岩泉町
  - ・普代村
  - ・軽米町

## 2. 吸収源対策について

吸収源対策の取組状況



■ 森林クレジット ■ ブルークレジット ■ クレジット検討中 ■ 森林整備等 ■ なし

### 3. 今後の予定

時 期	内 容
令和6年9月～11月	各市町村との意見交換等
令和6年12月中旬	令和6年度第2回県市町村GX推進会議実務者会議
令和7年2月上旬	令和6年度第3回県市町村GX推進会議実務者会議
令和7年5月下旬	令和7年度県市町村GX推進会議